

## 厚岸町条例第18号

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例

厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び新型コロナウイルス感染症」を「、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹」に改める。

第3条の表に次のように加える。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 帯状疱疹 | 乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回につき3,820円    |
|      | 乾燥組替え帯状疱疹ワクチン 1回につき10,800円 |

第5条中「及び新型コロナウイルス感染症の項」を「、新型コロナウイルス感染症の項及び帯状疱疹の項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間においては、この条例による改正後の第5条に規定する帯状疱疹予防接種の対象者に令和7年3月31日において

100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳に達する者を加える。

- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間においては、この条例による改正後の第5条に規定する带状疱疹予防接種の対象者に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加える。